

「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（三）

（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第五条</p>	<p>「(四) 営業秘密が不正手段により取得されたものか又は取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用を許諾されたものであることを知りながらも、それを取得、使用又は開示したことにより生じた損失額は」と規定されるうち</p> <p>(1) 「開示、使用を許諾されたもの」については(一)～(三)号との整合性を取るために、「開示、使用又は他人へ使用許諾されたもの」と修正いただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 「取得、使用又は開示」についても(一)～(三)号との整合性を取るために、「取得、開示、使用又は他人へ許諾」と修正いただくことを要望いたします。</p> <p>このように修正することで、ケースが網羅されるものと思料いたします。</p>	<p>(四)号は、(一)～(三)号の行為があったことを知りながら、営業秘密に対して(一)～(三)号の行為を行うことを対象にしていると思われるので、(一)～(三)号に記載の行為と整合性を取るように規定すべきだと考えます。</p>
<p>第五条</p>	<p>「(五) 営業秘密を開示し又は他人にその使用を許諾することにより取得した財物又はその他の財産上の利益」と規定されるうち、</p> <p>(1) 「開示し又は他人にその使用を許諾」については、(一)～(三)号との整合性を取るために、「開示、使用又は他人に使用を許諾」と修正いただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 「取得した財物又はその他の財産上の利益」については、不正に取得であることを明記すべきです。「不正に取得した財物又はその他の財産上の利益」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>(1) (一)～(四)は「損失額」についての規定であり、(五)号は「財物又はその他の財産上の利益」についての規定です。(五)号は「損失額」を「財物又はその他の財産上の利益」に置き換えて規定されるべきであり、その内容は(一)～(四)号の規定と整合性を取ることが必要と考えます。</p> <p>よって、「開示し又は他人にその使用を許諾」ではなく、「開示、使用又は他人に使用を許諾」と修正すべきと考えます。</p> <p>(2) 「取得した財物又はその他の財産上の利益」とありますが、「不正に」取得したものであることを明記すべきと考えます。</p>

<p>第五条</p>	<p>「権利者の損失額が確定できない場合、侵害製品の販売量に侵害製品 1 個あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。」と規定されるうち、「権利者の損失額が確定できない場合」について「侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの利益が確定できない場合」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「権利者の損失額が確定できない場合」と規定されていますが、ここは前文との関係が規定されるべき部分であると考えます。</p> <p>前文には「販売量減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。」と規定されております。</p> <p>この前文との関係からすると「侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益」と規定されることに対応して記載されるべきであり、「権利者の損失額が確定できない場合」ではなく「侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの利益が確定できない場合」と修正すべきと考えます。</p>
<p>第七条</p>	<p>「営業秘密の商業的価値は、研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮した上で確定することができる。」と規定されるうち、「研究開発コスト」について「当該営業秘密に関する研究開発、販売、管理等のコスト」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「営業秘密の商業的価値」は「研究開発コスト」に基づき確定されるものではありません。その営業秘密に係る販売コストや管理コストもあります。</p> <p>また、「研究開発コスト」も営業秘密に係るコストに限定されるべきです。</p> <p>よって、「研究開発コスト」を「当該営業秘密に係る研究開発、販売、管理等のコスト」と修正すべきだと考えます。</p>
<p>第十五条</p>	<p>「犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、権利侵害模倣品の数量及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法により罰金に処しなければならない。」と規定されるうち、「権利侵害模倣品の数量」について「権利侵害製品・模倣品の数量」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「権利侵害模倣品」は他の条項に規定がなく不明瞭です。「権利侵害品」と「模倣品」を対象にすべきだと思いますので、「権利侵害製品・模倣品の数量」と修正すべきと考えます。</p>

(以上)